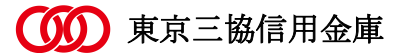


【平成 30 年 3 月 31 日現在】

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律 第 8 条第 1 項の報告



「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時的措置に関する法律（以下：「同法」といいます）第 7 条第 1 項の規定に基づき、東京三協信用金庫（以下：当金庫）が同法 4 条及び 5 条の規定に基づいてとった措置に関する事項、ならびに同法第 6 条の規定に基づいてとった措置の概要に関する事項を以下のとおり開示いたします。

第 1 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時的措置に関する内閣府令」第 6 条第 1 項第 1 号に規定する同法第 4 条および第 5 条の規定に基づく措置に関する方針の概要

当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、当庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に、「金融円滑化のための基本方針」を定めております。

(1) 取組方針

当金庫は地域の健全な事業を営む事業者及び個人のお客様に対し必要な資金を円滑に供給していくこと並びに経営相談や経営改善の支援に取り組むことを重要な役割であると認識しております。

お客様からの資金相談やお借り入れ内容の見直し等のご相談に対し、これまで同様、お客さまの抱えている課題を把握し、共通認識とした上で解決に向け全力で取り組みます。

(2) 金融円滑化の実施に向けた態勢整備

当金庫は本部に金融円滑化管理責任者を配し、営業店、本部が一体となって対応すべく態勢を整備しております。

各種勉強会の開催、ビジネスマッチングによる営業支援、法律・税務の相談等、必要に応じて外部専門家、外部機関等と連携し、本部経営支援課による事業再生への支援

などに、積極的に取り組んでおります。

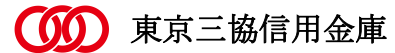
内外部の研修等を通じ、お客様の事業内容の理解を深めるとともに経営課題の把握・分析と事業の持続可能性を見極める力と経営課題を解決するためのコンサルティング機能を発揮し、付加価値を提供できる人材の育成に努めております。

(3) 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は複数の金融機関から資金提供を受けているお客様より借入れ条件の変更等の申出があった場合など他の金融機関や信用保証協会等との連携の必要性が生じた場合は守秘義務に留意しつつお客さまの同意を得た上で関係機関と情報の確認、照会などを行ない、連携をとりながら金融の円滑化に努めてまいります。

【平成 30 年 3 月 31 日現在】

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律 第 8 条第 1 項の報告



第 2 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時的措置に関する内閣府令」第 6 条第 1 項第 2 号に規定する同法第 4 条および第 5 条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

- (1) 営業店においては、お客様から貸付条件の変更等のご相談・お申し込みがあった場合「融資・条件変更等相談進捗管理表」を作成し、店舗長まで回付して情報および進捗状況の共有化を図るとともに、毎月、実施状況を「貸付条件の変更等受付簿」「店舗集計表」を融資部へ報告する体制をとっております。
- (2) 融資部においては、営業店から提出された「貸付条件の変更等受付簿」「店舗集計表」を基に貸付条件の変更の検証および集計を行い、金融円滑化管理責任者に報告する体制をとっております。
- (3) 金融円滑化管理責任者は、上記実施状況を常勤理事会および理事会に報告し、金庫全体で把握する体制をとっております。
- (4) リスク統括委員会は、金融円滑化管理に関して、本部各部署、営業店に伝達すべき事項等について協議するとともに、必要な指示、指導を行って金融円滑化の取組が適切に行われるよう具体的な方針を検討、管理しております。

第 3 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時的措置に関する内閣府令」第 6 条第 1 項第 3 号に規定する同法第 4 条および第 5 条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) 営業店におけるご相談窓口
お客さまからの相談苦情に適切に対応するために、すべての営業店に「相談・苦情等の窓口（店頭・電話）」を設置し、金融円滑化等においても副店長・次長を対応責任者として配しております。営業店に寄せられた苦

情・相談につきましては、同窓口が真摯に対応するとともに「顧客苦情等処理記録簿」によって、速やかに本部業務部宛報告し、対応する体制をとっております。

(2) 本部におけるご相談窓口

本部における苦情相談窓口として、従来より「業務部 お客様相談センター」を設置しており、金融円滑化に対する苦情相談等に対しても、営業店と連携して適切に対応しております。

「業務部 お客様相談係」へ寄せられた苦情相談への対応につきましては、苦情相談等の内容により本部各部および本苦情等の発生部署と協議し、指示、対応、解決を行う体制をとっております。

第 4 「中小企業者等に対する金融の円滑を図るための臨時的措置に関する内閣府令」第 6 条第 1 項第 4 号に規定する同法第 4 条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業の事業者についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

(1) 当金庫では、融資部担当理事を委員長とする「経営支援委員会」を設置し、「取引先企業の経営改善支援活動を通じて企業の再生を図り、当金庫貸出資産の不良化防止ならびに健全化を図ること」を目標に掲げ融資先の経営改善支援に取り組む体制をとっております。

(2) 顧客の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細かな支援と、コンサルティング機能を発揮し、必要に応じて外部専門家、外部機関等と連携し、積極的な取組みを行うため融資部経営支援課を設置し、お客様の事業再生を積極的に支援する体制をとっております。

(3) 顧客の事業価値を適切に見極めるための能力（以下、「目利き能力」という。）の向上のため、人事部門は役職員に対し、目利き能力向上のための研修等を実施しております。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,339	4,396	8,009	11,058	14,877	20,179	22,814	27,987	31,312	35,850	37,912	40,365
うち、実行に係る貸付債権の額	673	3,090	4,845	7,585	9,615	13,936	15,570	18,609	22,294	26,349	28,774	30,715
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	171	1,276	1,428	1,598	1,643	2,481	2,558	2,852	2,893	2,932
うち、審査中の貸付債権の額	666	985	2,583	945	2,141	1,776	1,386	2,180	895	1,015	334	767
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	321	410	1,252	1,693	2,869	4,215	4,717	5,565	5,634	5,911	5,951

	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	43,020	47,681	47,681	47,681
うち、実行に係る貸付債権の額	33,430	36,895	38,733	38,733
うち、謝絶に係る貸付債権の額	2,935	2,935	2,935	2,935
うち、審査中の貸付債権の額	674	1,838	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	5,981	6,013	6,013	6,013

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	43	165	301	404	563	742	879	1,019	1,144	1,291	1,394	1,498
うち、実行に係る貸付債権の数	10	118	223	324	426	584	690	802	918	1,047	1,151	1,231
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	5	15	18	26	34	43	47	48	58	59
うち、審査中の貸付債権の数	33	43	64	35	75	61	52	41	36	48	22	42
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	4	9	30	44	71	103	133	143	148	163	166

	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1,624	1,732	1,732	1,732
うち、実行に係る貸付債権の数	1,352	1,465	1,499	1,499
うち、謝絶に係る貸付債権の数	61	61	61	61
うち、審査中の貸付債権の数	42	34	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	169	172	172	172

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表3)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	62	161	379	508	685	750	910	925	982	1,004	1,188	1,251
うち、実行に係る貸付債権の額	14	104	174	241	334	394	464	523	526	583	715	777
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	30	30	43	133	133	148	148	148	148	148	148
うち、審査中の貸付債権の額	48	27	148	106	87	38	89	0	54	0	52	23
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	27	118	131	185	209	254	254	273	273	303

	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,289	1,347	1,347	1,347
うち、実行に係る貸付債権の額	799	846	870	870
うち、謝絶に係る貸付債権の額	148	148	148	148
うち、審査中の貸付債権の額	16	27	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	326	326	329	329

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表4)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	4	8	18	25	32	36	43	45	49	50	58	61
うち、実行に係る貸付債権の数	1	5	10	12	15	20	24	28	29	32	38	41
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	1	3	5	5	6	6	6	6	6	6
うち、審査中の貸付債権の数	3	2	5	6	5	2	3	0	3	0	2	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	2	4	7	9	10	11	11	12	12	13

	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	64	69	69	69
うち、実行に係る貸付債権の数	42	46	48	48
うち、謝絶に係る貸付債権の数	6	6	6	6
うち、審査中の貸付債権の数	2	3	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	14	14	15	15

(別紙4) ○ 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 [債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1,839	1,940	2,078	2,169	2,266	2,361	2,481	2,575	2,644	2,737	2,923	3,110	3,279	3,563	
うち、実行に係る貸付債権の数	1,574	1,666	1,796	1,883	1,992	2,084	2,191	2,280	2,364	2,446	2,622	2,802	2,983	3,275	
うち、謝絶に係る貸付債権の数	61	63	65	65	65	65	65	65	69	69	69	69	70	70	
うち、審査中の貸付債権の数	26	24	24	28	14	16	29	33	14	24	31	28	12	3	
うち、取下げに係る貸付債権の数	178	187	193	193	195	196	196	197	197	198	201	211	214	215	

(別紙5) ○ 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 [債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	79	82	85	90	98	103	104	108	111	112	123	132	135	142	
うち、実行に係る貸付債権の数	54	58	62	66	74	79	81	84	88	89	97	106	109	115	
うち、謝絶に係る貸付債権の数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7	
うち、審査中の貸付債権の数	4	3	1	1	1	1	0	1	0	0	2	1	0	1	
うち、取下げに係る貸付債権の数	15	15	16	17	17	17	17	17	17	17	18	19	19	19	